

# 手引の利用にあたって

1 「農業病害虫防除の手引2023」は、令和4年11月9日現在の農薬登録状況に基づき作成した。

最新の農薬登録状況は、農林水産省の農薬登録情報提供システム（<https://pesticide.maff.go.jp>）を活用して確認すること。

また、農薬の使用にあたっては、使用者自らがラベルの表示事項を必ず確認すること。

2 この手引は、県内で栽培されている主要な農作物を対象とし、病害虫防除及び雑草防除等に関する適当と思われる防除方法を、「農薬によらない防除」及び「農薬による防除」に分けて示した。

これらの防除方法を効果的に組合わせることで、農薬に過度に依存しない防除体系を組立てること。

地域によっては防除時期等に差異があるので、手引及び発生予察に関する情報を参考にして、適期防除に努めるよう留意すること。

3 農薬の使用にあたっては、農薬を使用する者が遵守すべき基準（農薬の使用基準）を遵守すること。

なお、農薬使用基準のうち使用回数とは、当該農作物の栽培期間中（その準備期間を含む）の回数である。果樹、茶等の永年作物にあっては前回の収穫（摘採）終了から当該収穫（摘採）終了までの期間とする。）中に使用できる回数である。

また、同一成分を有効成分とする農薬であって、剤型が異なるものを使用する場合、各剤型をあわせた回数であり、混合剤の使用回数を含んでいることに留意しなくてはならない。

4 この基準等で使用した用語は、次のとおり統一した。

(1) 作物名及び雑草名

原則として、作物学用語集（日本作物学会編）及び園芸学用語集作物名編（園芸学会編）によった。ただし、ムギ、カンキツは例外とした。

(2) 病害虫名

原則として、日本植物病名目録（日本植物病理学会編）及び農林有害動物・昆虫名鑑（日本応用動物昆虫学会編）によった。ただし、これらの名称が一般的でないと思われるものや記載のないものについては、日本植物病理学会、日本応用動物昆虫学会で使用されている名称によった。

(3) 農薬名

原則として一般名（商品名）、または一般名と商品名の併記として記載した。ただし、商品名が多数ある農薬について、一般名のみで記載している場合もある。

また、同一の病害虫等に対し適用のある商品名が複数ある場合は、県内で利用されている代表的な商品名を例示した。

一般名のみで記載している農薬は、商品によっては病害虫に適用のない場合もあるので、ラベルの表示事項を必ず確認すること。

#### (4) その他

植物の生育時期等の呼び方については、各学会の呼び方によった。

昆虫の世代等の呼び方については、応用動物昆虫学会で規定されている方法によった。

### 5 病害虫、雑草、使用目的及び農薬の掲載は、次のとおりとした。

#### (1) 作物

本県で栽培されている主な作物をとりあげた。

#### (2) 病害虫、雑草

ほぼ毎年防除が必要なもの、時々多発し防除が必要となるもの、近年発生が増え今後防除が必要になるもの等を記載した。

病害虫の順序は、原則として、ウイルス・ウイロイド、ファイトプラズマ、細菌、べん毛菌、担子菌、子のう菌の順とし、不完全菌は近い類に入れた。その後に昆虫（科は農林有害動物・昆虫名鑑記載順）、ダニ類、カタツムリ類、センチュウ類の順とした。ただし、苗立枯病など複数の病原体がある場合は該当する類の始め、貯蔵病害虫はそれぞれの最後に入れた。

#### (3) 農薬

適用のある農薬の中から県内で利用されている農薬、新規登録農薬現地適合性試験で慣行と同等以上の普及性があると判断された剤などから主な農薬を例示した。

### 6 農薬の人畜毒性の表記のうち、「普通物」は「毒劇物に該当しないものを指していう通称」をいう。

- ①防除は発生予察に関する情報を参考に、その要否及びタイミングを適切に判断し、必要最小限にとどめる。
- ②農薬の使用にあたっては、使用者自らが農薬容器のラベルをよく読み、表示されている使用方法等を遵守する。
- ③農薬の周辺環境への飛散防止に充分配慮する。
- ④農薬を使用した時は、使用方法を必ず記帳する。
- ⑤農薬の保管管理、使用後の空容器、残農薬の処分は適正に行う。